

## WAKWAK PC 訪問設定サービス 利用規程

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー(以下、当社といいます)は、「PC訪問設定サービス」(以下、本サービスといいます)について、当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」の契約者(以下、契約者といいます)に対し、以下のとおり利用規程(以下、本規程といいます)を定めます。

(本規程の範囲)

第1条 本規程は、WAKWAK 利用条件等について当社が定めた WAKWAK 利用規約(以下、WAKWAK 利用規約といいます)に基づく個別規程に該当し、WAKWAK 利用規約の一部を構成します。契約者は、本規程について、WAKWAK 利用規約とともに遵守するものとします。

(利用契約の申込・成立)

第2条 契約者はあらかじめ WAKWAK 利用規約および本規程(以下、あわせて本規程等といいます)を承認のうえ、当社が指定する所定の手続きに従って申込手続きを行っていただきます。

2. 本サービスに関わる利用契約は、WAKWAK 利用規約に従い成立するものとします。

(本サービスの提供)

第3条 本サービスは契約者に対し、インターネット接続のための設定、ネットワーク機器の設定、その他の作業等(以下、設定作業等といいます)を行うものです。尚、本サービスの詳細な内容・料金は、別途定める通りとします。

2. 当社は本サービス提供にあたり、その設定作業等を当社が指定する業者に委託する場合があります。

3. 本サービス提供地域は日本国内とし、かつ当社が指定する業者が訪問可能な地域とします。

4. 契約者は、本サービスを受ける権利を第三者に譲渡、貸出ししないものとします。本サービスの対象となる機器等(以下、サービス対象機器等といいます)は、契約者が占有し、契約者の管理下でご利用しているものとし、契約者とサービス対象機器等の利用者が異なる場合、当社は本サービスの提供を拒否できるものとします。ただし、当社が同意する場合はこの限りではありません。

5. 当社は契約者に対する本サービスの提供をもって、インターネット接続、ネットワーク機器の設定等を保障するものではありません。また、本サービスの提供をもって完全なトラブル診断、ウイルス駆除等を保障するものではありません。尚、設定等ができなかった場合においても、本サービスは提供されたものとして本規程の定めに従い、発生した料金をお支払いいただきます。

(本サービスの提供条件)

第4条 本サービスの提供にあたり、お申込内容に応じて以下条件を満たすよう、事前準備等を行っていただく必要があります。尚、本サービス提供条件の詳細は当社が定めるとおりとします。

- (1) 通信回線等が開通していること。
- (2) 設定作業等に必要な機器や環境が整っていること。
- (3) 設定作業等に必要なIDや接続パスワード、会員サポートパスワードなどの情報が整っていること。
- (4) サービス対象機器等の記憶媒体内の必要なデータは作業前にバックアップがとってあること。
- (5) サービス対象機器等が完成品として市販され、発売後5年以内であること。
- (6) 操作説明書、リカバリ用 CD-ROM 等の購入時に付属していた正規の付属品等をお持ちであること。
- (7) 正規のライセンスおよびプロダクト ID をお持ちであること。

(料金および支払方法)

第5条 契約者は本サービス利用料金(以下、本サービス料金といいます)として、当社へ別途定める料金を規約等に従い支払うものとします。

2. 本サービス料金は本サービスを提供した月の翌月の WAKWAK のサービス料金に合算して請求するものとします。ただし、「WAKWAK ドコモ光」をご利用の場合は、本サービス料金は「WAKWAK ドコモ光」の料金に合算せず、別途 WAKWAK より請求するものとします。

3. 本サービス料金は、WAKWAK 利用規約の定めに従い、変更することがあります。

4. 本規程等で特に定める場合を除き、当社は受領した本サービス料金について返金はいたしません。

(契約者の責任)

第6条 契約者は本サービスを提供するのに必要であるものとして、当社が要求する電力、照明、消耗品およびその他の便宜(電話・通信回線等の使用を含む)を提供するものとします。また契約者の機器、設備等の使用を許可するものとします。

2. 契約者はサービス対象機器等の記憶媒体内のデータを、本サービス提供前に別装置にバックアップするものとします。当社は契約者のサービス対象機器等の記憶媒体内のデータは保障しません。

3. 契約者は当社が設定作業等を行う際、円滑な本サービス提供のために、ID や接続パスワード、会員サポートパスワードなどを当社の求めに応じて入力する等、当社の求めに応じた協力をするものとします。

4. 契約者は本サービス提供のために必要となる、情報(PCの操作説明書、付属品等)を本サービス提供のために支障がないよう、当社に開示・提供するものとします。

5. 契約者は、当社が契約者を訪問した際に、サービス対象機器等の設置場所まで案内していただくものとし、原則として設定作業等に立ち会い、設定作業等終了後、当社所定の当該設定作業等の完了を証する書面に押印または署名していただけます。その時点をもって本サービスの提供は完了したものとします。

6. 契約者は本サービス提供に際し、サービス対象機器等に、設定作業等に係わる料金額および当社の保証能力を超える機密情報がある場合は、本サービス提供前に契約者の責任において消去または防護措置を実施するものとします。

(除外事項)

第7条 以下のような場合は本サービスを提供できませんが、基本訪問料金相当額をいただく場合があります。

- (1) 第4条(本サービスの提供条件)が整っていない場合。
- (2) 違法コピーなど、違法行為となる作業を要求された場合。
- (3) 設定作業等に必要の同意事項に同意していただけない場合。
- (4) サービス対象機器等で接続パスワードが働いており、契約者により接続パスワード解除ができない場合。
- (5) その他、契約者の責によりサービス提供が困難な場合。

(免責事項)

第8条 当社は、本サービスにより発生した契約者または第三者の損害について、その損害が当社の責めにより発生した場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスの料金を超える分の損害賠償責任を負わないものとします。但し、当該損害が当社の恣または重過失による場合はこの限りではありません。

2. 次の各条項に該当する場合の損害につきましては、当社は一切責任を負いません。

- (1) 当社の責に帰するることのできない事由から生じた損害。
- (2) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害。
- (3) 逸失利益および第三者からの損害賠償請求に基づく契約者の損害が発生した場合。

\* 本規程に記載の会社名、製品名は、それぞれの会社の商標もしくは登録商標です。

本規定は 2005 年 10 月 1 日より実施するものとします。

2009 年 5 月 1 日 一部改定      2015 年 6 月 3 日 一部改定      2015 年 10 月 1 日 一部改定

2017 年 6 月 1 日 一部改定      2018 年 4 月 18 日 一部改定